

議案第6号

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

新居浜市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）次のいずれかに該当する者

ア 新居浜市に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者を除く。）

イ アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認める者

第3条中「保護者」を「保護者（子どもが婚姻により成年に達したものとみなされる場合は、当該子ども）」に改める。

第5条第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険

給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

医療費の助成対象を拡大し、子どもの保健福祉の増進と医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、本案を提出する。